

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 8 月 5 日
【会社名】	株式会社河合楽器製作所
【英訳名】	KAWAI MUSICAL INSTRUMENTS MANUFACTURING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 河合 弘隆
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中区寺島町200番地
【電話番号】	053-457-1242
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 執行役員 河合 健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目10番27号 住友不動産品川ビル 株式会社河合楽器製作所 東京オフィス
【電話番号】	03-6718-4241
【事務連絡者氏名】	総務人事部 国内総括課(東日本担当) 中尾 諭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 129,285,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社河合楽器製作所 東京オフィス (東京都品川区東品川四丁目10番27号 住友不動産品川ビル) 株式会社河合楽器製作所 名古屋オフィス (名古屋市中区丸の内三丁目5番33号 名古屋有楽ビル) 株式会社河合楽器製作所 大阪オフィス (大阪府中央区備後町三丁目3番9号 備後町コイズミビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年8月5日付で第96期第1四半期報告書(自2022年4月1日至2022年6月30日)を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2022年8月4日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、これに関連する事項を訂正するため、また、有価証券届出書の添付書類である「2023年3月期第1四半期(自2022年4月1日至2022年6月30日)の連結業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2023年3月期第1四半期(自2022年4月1日至2022年6月30日)の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第95期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2022年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

- （1）1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月30日に関東財務局長に提出
- （2）1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2022年8月4日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年8月4日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第95期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2022年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第96期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月5日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

- （1）1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年8月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月30日に関東財務局長に提出
- （2）1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年8月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2022年8月4日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年8月5日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。